

ロボカップジュニアジャパン北埼玉ノード運営委員会 会則

第1章

総則

(名称)

第1条 本会は、ロボカップジュニアジャパン北埼玉ノード運営委員会と称する。

第2章 目的および活動

(目的)

第2条 本会の目的は、公平公正であり教育的観点を中心としたロボカップジュニアジャパン埼玉ノード大会の運営、ロボカップジュニアの活動を通じて「ものづくりを中心とした科学技術教育」と「チームによるプロジェクト学習」の実践と普及を図るものとする。

(活動)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するために、埼玉県内において以下の活動を行う。

- (1) ロボカップジュニアジャパン北埼玉ノード大会の運営
- (2) ロボカップジュニア関連情報の提供
- (3) ロボカップジュニアの審判の育成、指導
- (4) ロボカップジュニアおよび科学教育の指導者育成
- (5) ロボカップジュニアおよび科学教育の講習会運営
- (6) ロボカップジュニアおよび科学教育の教育コンテンツ開発、提供
- (7) ロボカップジュニアおよび科学教育の教材開発、提供

第3章 組織および運営

(組織)

第4条 本会は、執行部で構成される。

1. 執行部は、本会の運営に関する最高意思決定機関とし、役員で構成される。

(役員)

第5条 本会には、ノード長1名、副ノード長1名、会計担当1名、広報担当1名、事務担当1名をおく。

2. ノード長は、本会のすべての活動を統括し、対外的に本会を代表する。
3. 副ノード長は、委員長の補佐、代行を行う。
4. 会計担当は、本会の出納、会計管理を行う。
5. 広報担当は、本会に係る情報の収集、発信、管理を行う。
6. 事務担当は、会計と広報を除く事務一般を行う。

(役員を選出と任期)

第6条 役員は、年度総会において正会員の中から選出される。

第7条 役員の任期は1年とし、総会終了翌日より次年度総会終了日までとする。但し、再選は妨げない。

(運営)

第8条 総会は年一回開催し、開催地、会場、期日、運営に関しては、委員長一任とする。

第9条 例会は年数回開催し、その運営は委員長に一任する。

第10条 執行部役員、ノード代表者、会員相互の連絡は電子メールを基本とする。

第11条 執行部は、本会の目的ならびに会員への情報提供、情報交換のためにホームページ、ブログ等を開設運営する。

第4章 会計

(会計)

第12条 本会の運営に関わる経費は、会費その他の収入をもって支弁する。

第13条 会計担当は、年一回会計報告をし、総会の承認を得なければならない。

第14条 本会の会計年度は、毎年、前年9月1日から本年8月31日までとする。

第6章 会則の変更および雑則

(会則の変更)

第15条 本会則を変更する場合は、総会を行い決議する。

(雑則)

第16条 本会則に定める以外に本会に必要な事項は、執行部の決定により別途これを定める。

付則 この会則は2012年10月1日から施行する。